



鳥取県公報

平成 25 年 2 月 26 日 (火)
第 8 4 7 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による施術者の指定 (116) (福祉保健課) 2
	鳥取県産業廃棄物実態調査の実施 (117) (循環型社会推進課) 2
	土地区画整理法による換地処分 (118) (景観まちづくり課) 3
	都市計画の変更 (119) (〃) 3
	都市計画の変更案の縦覧 (120) (〃) 3
	屋外広告物に係る禁止地域等の指定の一部改正 (121) (〃) 4
	特定計量器の定期検査の実施 (122) (くらしの安心推進課) 5
	県営土地改良事業計画の変更等 (123) (農地・水保全課) 5
	保安林の指定の解除 (124) (森林・林業総室) 5
	都市計画法第66条による告示 (125) (道路建設課) 6
	指定居宅サービス事業者の指定 (126) (東部総合事務所福祉保健局) 6
	指定介護予防サービス事業者の指定 (127) (〃) 7
	土地改良区の役員の就退任 (128) (東部総合事務所農林局) 7
	土地改良法による換地処分 (129) (〃) 8
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (130) (中部総合事務所福祉保健局) 8
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (131) (〃) 8
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (132) (西部総合事務所県民局) 9
	指定居宅サービス事業者の指定 (133) (西部総合事務所福祉保健局) 9
	指定介護予防サービス事業者の指定 (134) (〃) 9
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (135) (日野総合事務所県民局) 10
◇ 議会告示	鳥取県政務調査費交付条例施行規程の一部改正 (1) (議事・法務政策課) 10
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出 (景観まちづくり課) 12

告 示

鳥取県告示第116号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成25年 2 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
山本 俊和	鳥取市富安二丁目38	レイス治療院鳥取	鳥取市雲山225-13	平成25年 1 月 10 日

鳥取県告示第117号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年 2 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

鳥取県産業廃棄物実態調査

2 調査の目的

平成24年度の鳥取県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

県内全域の事業所（農林漁業を除く。）

4 報告を求める事項及びその基準となる期間

（1）報告を求める事項

ア 従業員数

イ 元請完成工事高・解体工事請負高（建設業）、製造品出荷額（製造業）又は病床数（医療機関）

ウ 自社中間処理前発生量

エ 委託前自社中間処理方法

オ 委託中間処理方法

カ 委託最終処分方法

（2）その基準となる期間

平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月 31 日まで

5 報告を求める者

産業分類別に従業員数等により設定した方法により抽出した事業所（農林漁業を除く。）約1,500箇所

6 報告を求めるために用いる方法

調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。

7 報告を求める期間

平成25年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

8 調査票情報の保存期間

5 年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第118号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画事業千代水第二土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項後段の規定により告示する。

平成25年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

岩美都市計画道路3・4・1号牧谷新井線

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

岩美郡岩美町大字新井

変更する部分

岩美郡岩美町大字浦富及び大字新井

削除する部分

岩美郡岩美町大字新井

3 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目 220）及び岩美町役場産業建設課（岩美町浦富 675-1）

鳥取県告示第120号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路 1・4・1 号鳥取青谷線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市本高、古海及び嶋

3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び鳥取市都市整備部都市企画課（鳥取市尚徳町116）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成25年2月26日から同年3月12日まで

鳥取県告示第121号

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成25年3月10日から施行する。

平成25年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1～4 略</p> <p>5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">路 線 名</th> <th style="width: 70%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道河原イ ンター線</td> <td><u>全線</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路 線 名	区 間	略		県道河原イ ンター線	<u>全線</u>	略		<p>鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。)第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1～4 略</p> <p>5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる道路の両側200メートル以内の地域（鳥取市及び倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">路 線 名</th> <th style="width: 70%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県道河原イ ンター線</td> <td><u>八頭郡八頭町船岡字狐塚下分 1861地先から同町と鳥取市との 境界まで</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路 線 名	区 間	略		県道河原イ ンター線	<u>八頭郡八頭町船岡字狐塚下分 1861地先から同町と鳥取市との 境界まで</u>	略	
路 線 名	区 間																
略																	
県道河原イ ンター線	<u>全線</u>																
略																	
路 線 名	区 間																
略																	
県道河原イ ンター線	<u>八頭郡八頭町船岡字狐塚下分 1861地先から同町と鳥取市との 境界まで</u>																
略																	

(4)～(6) 略

(4)～(6) 略

鳥取県告示第122号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施区域
倉吉市、境港市、西伯郡、日野郡並びに東伯郡北栄町及び琴浦町
- 2 実施期間
平成25年4月1日（月）から平成26年3月31日（月）まで
- 3 実施場所
当該特定計量器の所在の場所

鳥取県告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業名和2期地区農業用排水及び区画整理）に係る土地改良事業計画を変更し、及び事業の一部を廃止したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書（工種：農業用排水）の写し
土地改良事業廃止処理計画書（工種：区画整理）の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成25年2月26日から同年3月18日まで
- 3 縦覧に供する場所
大山町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画又は土地改良事業廃止処理計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第124号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市福部町湯山字高浜2164の790（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第125号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業3・5・3号美萩野覚寺線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
 - （1）収用の部分
変更なし
 - （2）使用の部分
変更なし

鳥取県告示第126号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年2月26日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社クリエイト	ヘルパーステーションこすもす	鳥取市大杵206-2	平成25年2月22日	訪問介護

鳥取県告示第127号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 2 月26日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社クリエイト	ヘルパーステーションこすもす	鳥取市大杵206-2	平成25年 2 月22日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第128号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり飯盛山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年 2 月26日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

退任した役員の氏名及び住所

理 事	西 尾 文 雄	鳥取市佐治町津無66
〃	西 尾 洋一郎	鳥取市佐治町津無454
〃	奥 田 博 美	鳥取市佐治町津無360
〃	下 石 讓	鳥取市畑228
〃	小 谷 俊一郎	鳥取市加瀬木389
〃	前 田 寛 文	鳥取市津無108
〃	西 尾 隆 之	鳥取市津無479
監 事	谷 上 正 樹	鳥取市余戸399
〃	中 谷 庄 治	鳥取市高山61
〃	西 尾 光 之	鳥取市津無594-3

平成24年 3 月28日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	西 尾 文 雄	鳥取市佐治町津無66
〃	西 尾 洋一郎	鳥取市佐治町津無454
〃	奥 田 博 美	鳥取市佐治町津無360
〃	下 石 讓	鳥取市畑228
〃	小 谷 俊一郎	鳥取市加瀬木389
〃	前 田 寛 文	鳥取市津無108
〃	西 尾 隆 之	鳥取市津無479
監 事	谷 上 正 樹	鳥取市余戸399
〃	中 谷 庄 治	鳥取市高山61
〃	西 尾 光 之	鳥取市津無594-3

平成24年 4 月 1 日就任 任期 3 年

鳥取県告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業に係る坂上地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成25年 2 月 26 日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

鳥取県告示第130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 2 月 26 日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会医療法人 仁厚会	藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1	平成25年 2 月 14日	平成25年 3 月 14日	居宅療養管理指導、 訪問看護
〃	訪問リハビリテー ションふじい	〃	〃	〃	訪問リハビリテーシ ョン
社会福祉法人 北栄町社会福 祉協議会	社会福祉法人北栄 町社会福祉協議会 訪問入浴介護事業 所	東伯郡北栄町瀬戸 29-9	〃	平成25年 3 月 31日	訪問入浴介護

鳥取県告示第131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 2 月 26 日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会医療法人 仁厚会	藤井政雄記念病院	倉吉市山根43-1	平成25年 2 月 14日	平成25年 3 月 14日	介護予防居宅療養 管理指導、介護予防 訪問看護
〃	訪問リハビリテー ションふじい	〃	〃	〃	介護予防訪問リハ ビリテーション

鳥取県告示第132号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年4月12日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年2月26日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

1 申請のあった年月日

平成25年2月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人元気みなと

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

吉田 明広

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

境港市中町26

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域のまちづくりや景観形成の実践及び提案に関する事業を行い、住民参加のまちづくりの実践をめざす。また、まちづくりに関心を持つ市民に対し、親睦・交流を深めるための情報提供やネットワークの機会の提供、専門的見地からの助言等を行うことにより、地域社会への貢献に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第133号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年2月26日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社平田組	レッツ倶楽部米子南	米子市石井701-1	平成25年3月1日	通所介護

鳥取県告示第134号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年2月26日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社平田組	レッツ倶楽部米子南	米子市石井701-1	平成25年3月1日	介護予防通所介護

鳥取県告示第135号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成25年4月18日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年2月26日

鳥取県日野総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 申請のあった年月日
平成25年2月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人多里まちづくりサポートセンター
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
山形 美智也
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
日野郡日南町多里826
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、多里地域住民に対して、優れた資産の総体的価値を認め、且つ経済・文化・教育・環境等に関し深い造詣を有する会員相互の協力により、資産の幅広い分野での活用手法等について提言及び活動を行うものである。それにより、資産の有効・有益な活用を推進し、文化・教育・環境等にも配慮した安全な地域を創造し、且つ健全なまちづくりを実現することを一つの目的とする。また、公共交通機関の利用が困難である地域内の高齢者等に、自宅からの移動手段を提供することにより、中山間地の高齢者等の福祉の増進、余暇活動・地域活動への参加を支援し、高齢化社会の活性化に寄与することも目的とする。

- 6 定款の変更事項
 - (1) 活動の種類
 - (2) 役員の職務
 - (3) 総会の議決及び議事録
 - (4) 定款の変更

議 会 告 示

鳥取県議会告示第1号

鳥取県政務調査費交付条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成25年2月26日

鳥取県議会議長 伊 藤 美 都 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県政務活動費交付条例施行規程</u></p>	<p><u>鳥取県政務調査費交付条例施行規程</u></p>
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、<u>鳥取県政務活動費交付条例</u>（平成13年鳥取県条例第 9 号。以下「<u>条例</u>」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(収支報告書等の閲覧等)</p> <p>第 3 条 <u>条例</u>第 8 条第 2 項の規定による<u>収支報告書等</u>の閲覧（以下「<u>閲覧</u>」という。）を請求するものは、<u>閲覧簿</u>に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>収支報告書等</u>は、前項の場所以外に持ち出すことができない。</p> <p>4 <u>収支報告書等</u>は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>条例</u>第 8 条第 2 項の規定による<u>収支報告書等</u>の写しの交付の請求は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 <u>条例</u>第 8 条第 2 項の規定による<u>収支報告書等</u>の写しの交付は、次に掲げる方法（鳥取県議会が保有する機器又は処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により実施することができる方法に限る。）により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>9 <u>条例</u>第 8 条第 2 項の規定による<u>収支報告書等</u>の写しの交付を受けるものが同条第 4 項の規定により負担しなければならない費用の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規程は、<u>鳥取県政務調査費交付条例</u>（平成13年鳥取県条例第 9 号。以下「<u>条例</u>」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(収支報告書の閲覧等)</p> <p>第 3 条 <u>条例</u>第 8 条第 2 項の規定による<u>収支報告書</u>の閲覧（以下「<u>閲覧</u>」という。）を請求するものは、<u>閲覧簿</u>に必要な事項を記載しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>収支報告書</u>は、前項の場所以外に持ち出すことができない。</p> <p>4 <u>収支報告書</u>は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>条例</u>第 8 条第 2 項の規定による<u>収支報告書</u>の写しの交付の請求は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>7 略</p> <p>8 <u>条例</u>第 8 条第 2 項の規定による<u>収支報告書</u>の写しの交付は、次に掲げる方法（鳥取県議会が保有する機器又は処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により実施することができる方法に限る。）により行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>9 <u>条例</u>第 8 条第 2 項の規定による<u>収支報告書</u>の写しの交付を受けるものが同条第 4 項の規定により負担しなければならない費用の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div>
<p>別記様式（第 2 条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年度<u>政務活動費</u>収支報告書</p> <p>鳥取県議会議長 様</p>	<p>別記様式（第 2 条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">年度<u>政務調査費</u>収支報告書</p> <p>鳥取県議会議長 様</p>

鳥取県議会議員 ㊟		鳥取県議会議員 ㊟	
1	交付を受けた <u>政務活動費</u> の額 _____ 円	1	交付を受けた <u>政務調査費</u> の額 _____ 円
2	<u>政務活動費</u> を充てた支出の額 略	2	<u>政務調査費</u> を充てた支出の額 略
3	略	3	略

附 則

この告示は、平成25年3月1日から施行し、改正後の鳥取県政務活動費交付条例施行規程の規定は、同日以後に交付される政務活動費に係る収支報告書等について適用する。

公 告

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成25年2月27日から平成25年4月27日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成25年4月27日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年2月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇
群馬県高崎市栄町1-1
- 2 大規模集客施設の名称
（仮称）テックランド鳥取2号店
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地
鳥取市大杵壺本木217
- 4 大規模集客施設の用途
物販店舗
- 5 大規模集客施設の総床面積
9,258平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日
平成25年6月21日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）